

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度三重県人口減少実態等調査分析業務

2 業務の目的

三重県は、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、令和5年度から令和8年度までの取組方向を位置づけ、エビデンスに基づく人口減少対策をすすめている。

自然減対策については、結婚・子どもを持つことの希望の実現に向けて、ライフステージに応じた切れ目のない対策に取り組んでいる。また、社会減対策については、転出超過の改善に向けて、定住促進と流入・Uターン促進に取り組んでいる。

こうした中で、地域ごとに課題や特徴が大きく異なることから、今後は地域特性を踏まえ、将来を見据えた地域別の施策を推進する必要がある。

また、今年度は、国勢調査の速報集計が公表され、今後基本集計の公表が予定されていることから、結果をもとに現状分析を行い、整理・検証する必要がある。

本業務は、三重県における人口・移動に関するデータや資料の収集・分析を行うことで、人口減少の実態やその要因を明らかにし、今後の取組に活用することを目的とする。

3 業務の内容

以下に掲げる作業を実施すること。なお、分析についてはデータに基づいた定量的な分析手法をとることを基本とする。しかし、定量的な分析が困難な場合もしくは定性的な分析が適している場合は、適切な分析手法を提案し、実施すること。

(1) 令和7年国勢調査結果の分析

本委託業務では、令和7年国勢調査結果（速報集計等）をもとに、人口性比や世帯数などの指標について、増減などを整理し、分析を行うこと。

また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」との比較を行い、推計値との差を分析すること。

(2) 社会減に関するデータの更新

三重県は、令和7年度「三重県人口減少実態等調査分析業務」において、「住民基本台帳人口移動報告（令和6年）」のデータに基づき、転入出数（地域別、年代別等）の分析を行った。本委託業務では、「住民基本台帳人口移動報告（令和7年）」のデータへの更新（最新化）を行うこと。

○更新（最新化）を行うもの

(1) 令和7年度「三重県人口減少実態等調査分析業務」報告書

└ 資料1「社会減に関するデータの更新」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001246977.pdf>

- (2) 県内 29 市町毎及び県内 5 地域別の、社会動態（転出入）の状況
 (別添「市町別社会動態（転出入）データ（津市の例）」を参照)

- └ ア 転入数・転出数・転出超過数の推移
- イ 年齢 5 歳区分別の転入数・転出数・転出入超過数
- ウ 主な転入・転出先市区町村と当該市区町村との転出入超過状況

(3) 自然動態・社会動態に関するデータの 29 市町別及び県内 5 地域別比較

本委託業務では、29 市町別・県内 5 地域別で下記項目について比較分析を行うこと。
 あわせて、全国値との比較分析を実施し、各市町・地域の状況について、全国平均との比較による相対的位置づけの整理を行い、項目によっては図表等を用いて可視化すること。

- ア 29 市町別及び 5 地域別の人口動態、特徴、課題等
- イ 転入・転出先の分析（外国人の転出入による影響も考慮すること）
- ウ 合計特殊出生率及び出生構造の分析（女性有配偶率および有配偶出生率の分析も含む）

【県内の地域区分】

県内 5 地域	
北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀地域	名張市、伊賀市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(参考)

- 岡山県 少子化要因「見える化」ツール
 - └ IV少子化対策支援ダッシュボード P. 62～169
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/977128_9413213_misc.pdf
 - デジタル庁 Japan Dashboard (ジャパン・ダッシュボード)
 - └経済・財政・人口と暮らし（市区町村ごと）に関するダッシュボードとデータカタログ
<https://www.digital.go.jp/resources/japandashboard/prefectural-finance#guidance1>
- ※参考資料はあくまで一例であり、より簡易的なレーザーチャートや図でも可とする。

(4) 若者の定住促進及び流入・Uターン促進に向けた調査の実施及び分析

三重県の転出超過数の約 8 割が 15 歳～29 歳の若者で、その転出の要因は進学または就職によるものと推察されており、若者の定住促進及び流入・Uターン促進は、三重県の人口減少対策における大きな課題と認識している。

そうした中、三重県は、令和 3 年度～令和 7 年度に、就職を控えた高等教育機関の学生を対象にした、就職に関するアンケート調査を実施してきた。なお、詳細は次頁の（参考）のとおりである。

本委託業務では、これまでのアンケート調査結果もふまえ、今後の効果的な取組を検討することを目的とした、「若者の定住促進及び流入・Uターン促進に向けた調査及び分析」のために以下ア～エの業務を実施すること。

- ア 調査対象の検討
- イ 調査内容（設問、手順）の設計
- ウ データの収集（アンケートの実施等）
- エ 結果の集計・分析

※ただし、「ウ データの収集（アンケートの実施等）」については、三重県電子申請・届出システム（WEBアンケートフォーム）を利用することも可能とする。

※三重県側で、回答者に対する謝礼（Amazon ギフトカード1,000円分を100名）の抽選及び送付の実施を想定している。また、学生を対象に実施する場合には、三重県側で、学校への協力依頼を行うことを想定している。

※学校へ協力依頼した場合には、協力校に対して結果報告書を送付することを想定している。よって、協力校に向けた報告書を作成すること。なお、必要に応じて、分析内容を含んだ報告書とは別に作成すること。

（参考）

三重県は、令和3年度～令和7年度に、県内高等教育機関の学生及び県外大学等の三重県出身学生のうち最終学年の者を対象とした、就職状況等を把握するためのアンケート調査を実施してきた。令和6年度には、複数年分の結果データから、性別、県内5地域別、県外都市圏別、各高等教育機関の学部・学科別等の傾向や施策等の分析を行っている。

○令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」報告書

└ 6. 「学生への就職に関する調査（アンケート）」結果の分析 P. 257～340

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001236766.pdf>

○令和7年度「三重県人口減少実態等調査分析業務」報告書

└ 資料3「若者の定住促進及び流入・Uターン促進に向けた調査の実施及び分析」
結果の分析

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001246977.pdf>

（5）三重県との協議・調整

本委託業務を進めるうえで、定期的（二月に1回程度）に打ち合わせ協議（オンライン可）を行うものとする。なお、打ち合わせごとに議事録を作成し、速やかに三重県へ提出すること。

4 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【業務に用いることが想定される資料】

- ・国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
- ・総務省 「国勢調査」、「住民基本台帳人口移動報告」
- ・三重県 「三重県人口減少対策方針」
- ・三重県 令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」報告書及び成果品
- ・三重県 令和5年度「三重県人口移動実態調査・要因分析業務」報告書及び成果品
- ・三重県 令和6年度「三重県人口減少対策調査分析業務」報告書及び成果品
- ・三重県 令和7年度「三重県人口減少実態等調査分析業務」報告書及び成果品
- ・その他、必要な資料

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 三重県人口減少実態等調査分析業務報告書（A4判） 8部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (4) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (5) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (2) 受注者が、(1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。